



社会保障と金融の連携について

平成31年4月15日

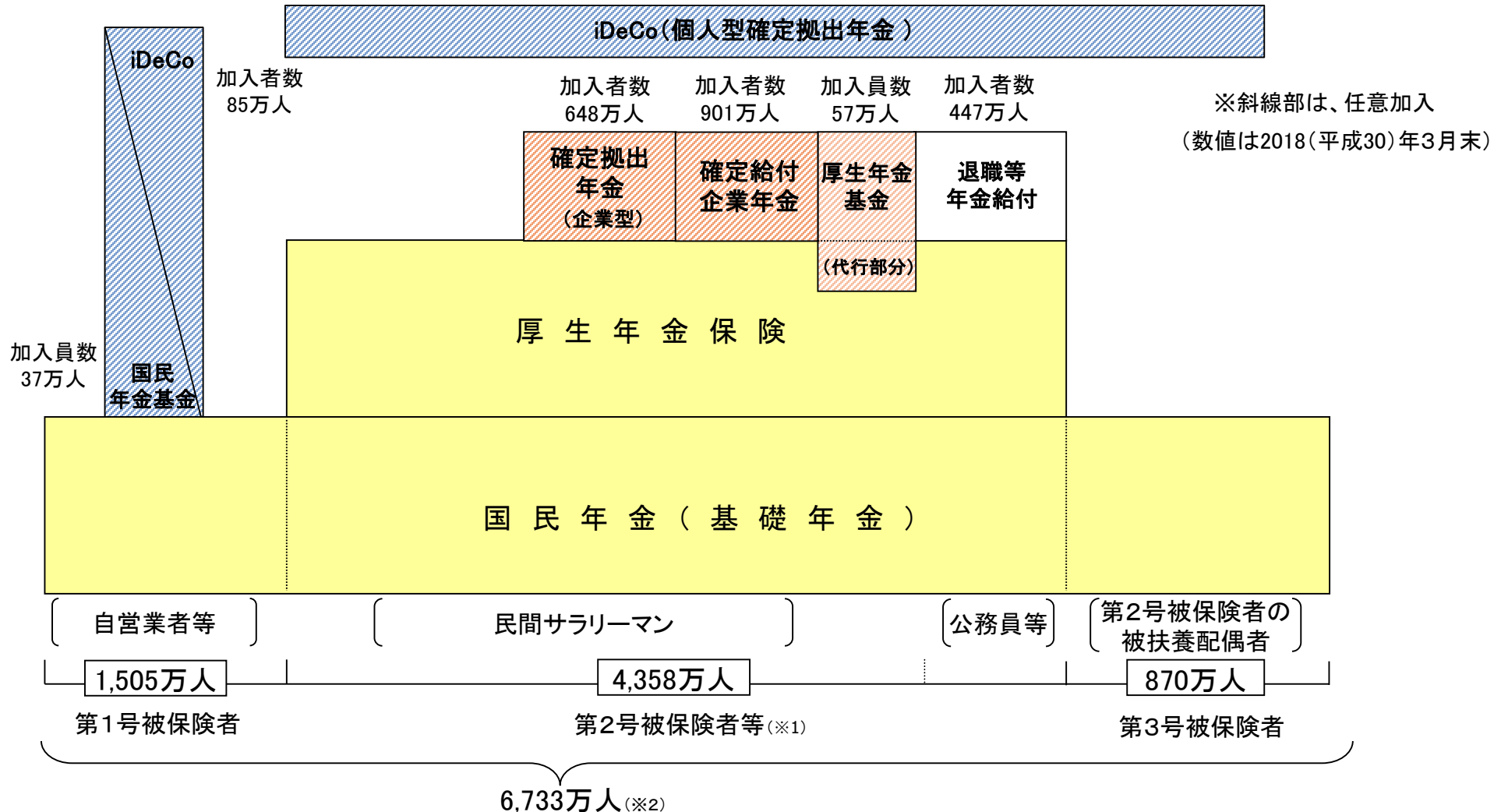
I 老後に向けた資産形成について

II 成年後見制度の利用促進について

年金制度の体系

- 20歳以上65歳未満人口に対し、企業年金・個人年金の加入者の割合は、25.0%
- 厚生年金被保険者に占める企業年金・個人年金の加入者の割合は、38.9%

※ 複数の制度に重複加入している加入者数を推計し控除して算出。

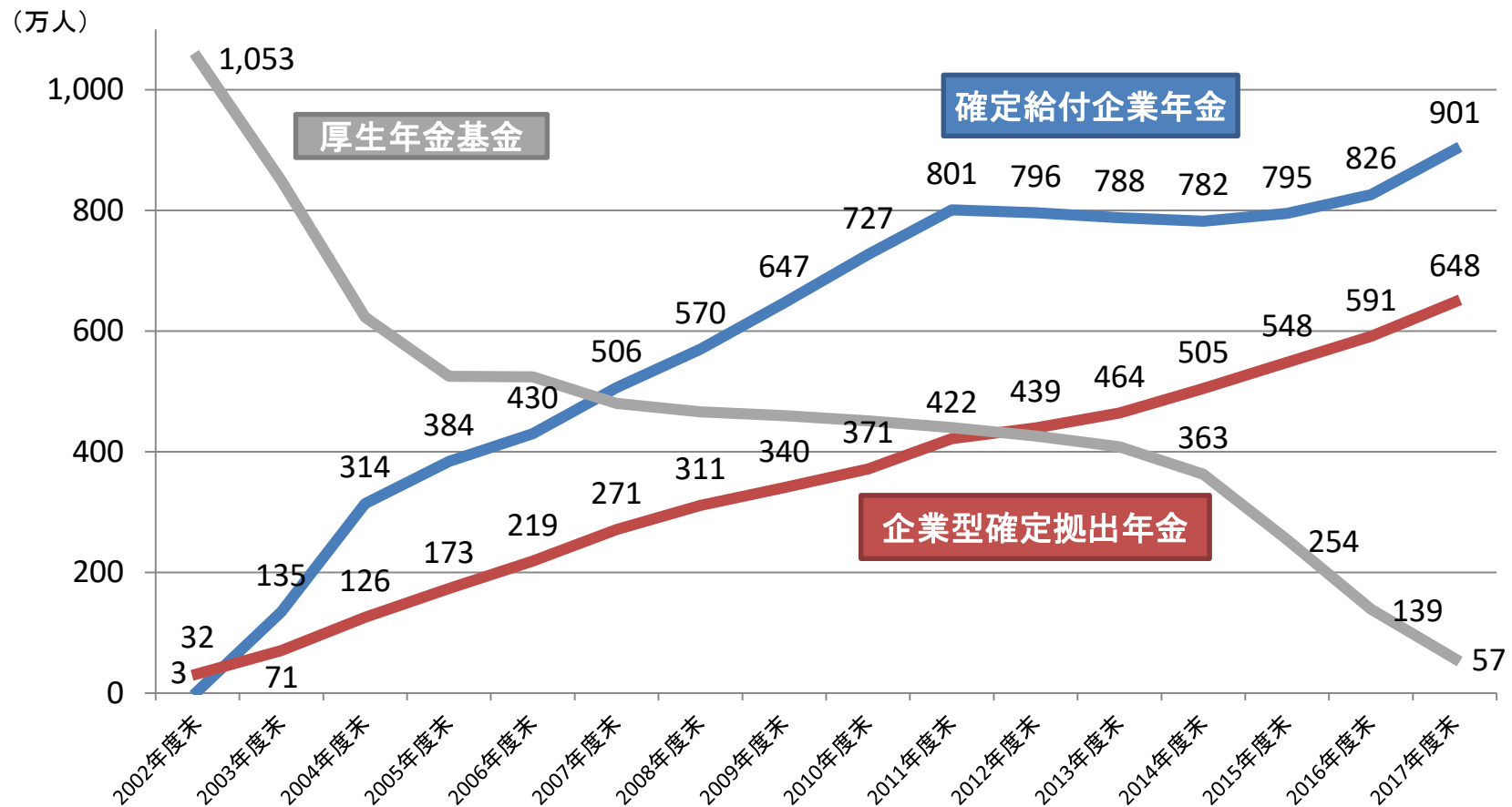


※1 第2号被保険者等とは、厚生年金被保険者のことをいう(第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢、または、退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む)。

※2 20～65歳未満人口は、6,965万人。人口推計(2018(平成30)年9月)調べ。

企業年金加入者数の推移

○ 確定給付企業年金・企業型確定拠出年金の加入者数は着実に増加している。

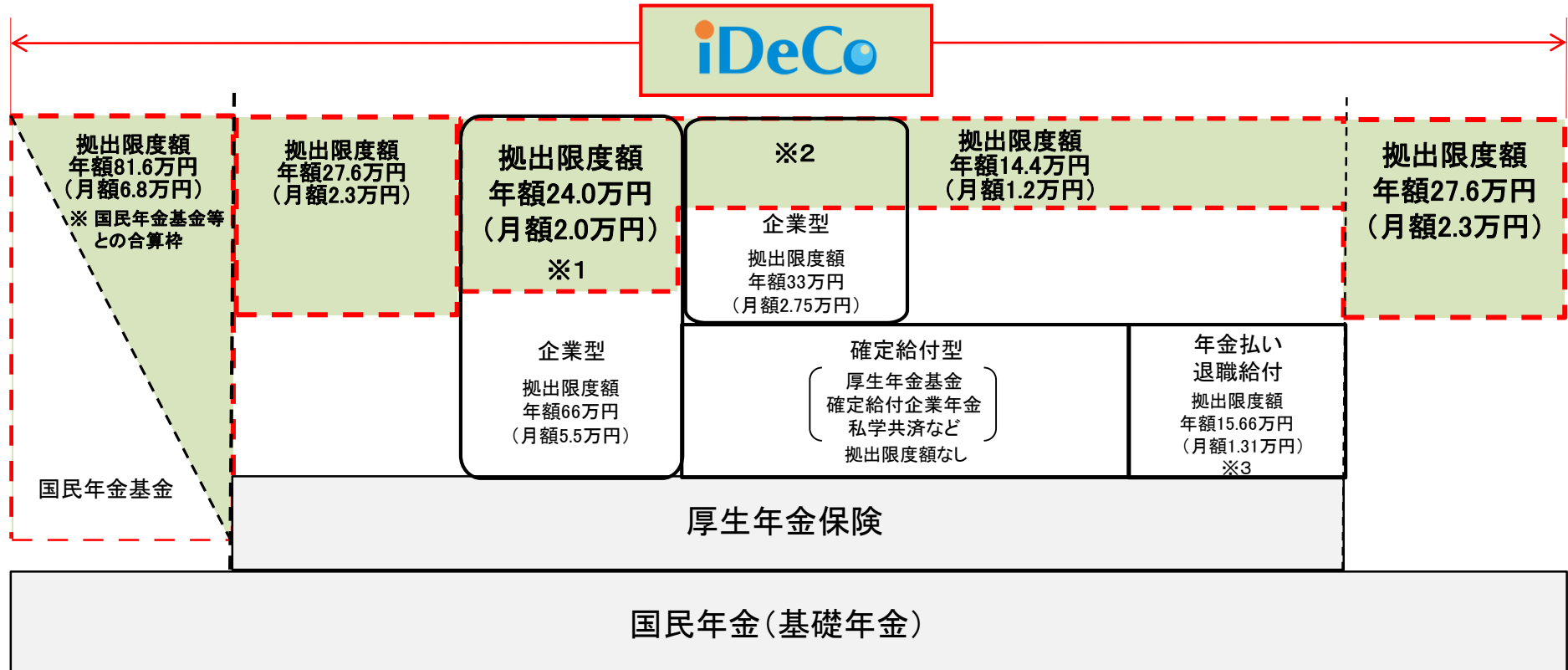


(出所) 厚生年金基金・確定給付企業年金: 生命保険協会・信託協会・JA共済連「企業年金の受託概況」、企業型確定拠出年金: 厚生労働省調べ

個人型確定拠出年金(iDeCo)の加入可能範囲の拡大

- 働き方・ライフコースの多様化が進む中、生涯にわたって継続的に老後に向けた自助努力を可能とするため、iDeCoについて、第3号被保険者や企業年金加入者※、公務員等共済加入者を加入可能とした。(2017年1月施行)

※企業型確定拠出年金加入者については規約に定めた場合に限る。



自営業者等
(第1号被保険者)

会社員
(第2号被保険者)

公務員等
(第2号被保険者)

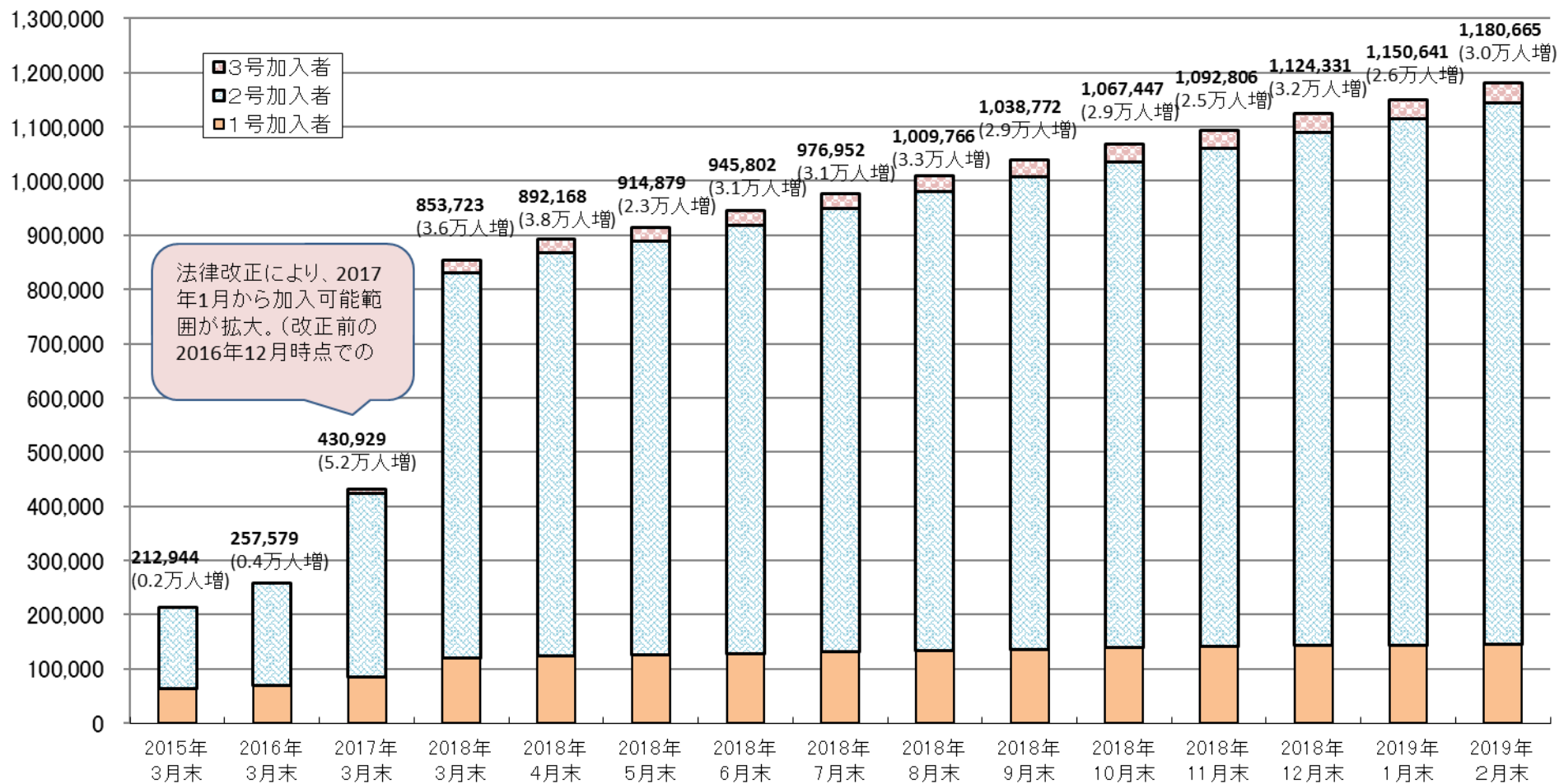
専業主婦(夫)等
(第3号被保険者)

- ※1 企業型のみを実施する場合は、従業員によるマッチング拠出ができることを定めない場合であって、①iDeCoに加入ができること、②企業型への事業主掛金の上限を年額42万円(月額3.5万円)以下とすることを規約で定めた場合に限り、iDeCoへの加入が可能。
- ※2 企業型と確定給付型を実施する場合は、従業員によるマッチング拠出ができることを定めない場合であって、①iDeCoに加入ができること、②企業型への事業主掛金の上限を年額18.6万円(月額1.55万円)以下とすることを規約で定めた場合に限り、iDeCoへの加入が可能。
- ※3 保険料率の上限は、労使あわせて1.5%と法定されている。標準報酬の月額上限は62万円、標準期末手当等の額の上限は150万円であり、これらに基づき表中の拠出限度額を算出している。

個人型確定拠出年金(iDeCo)の加入者数の推移

- 個人型確定拠出年金の一層の周知を図るため、2016(平成28)年9月に個人型確定拠出年金の愛称をiDeCo(individual-type Defined Contribution pension plan)に決定。
- 個人型確定拠出年金(iDeCo)は、2017(平成29)年1月の加入可能範囲の拡大後、加入者数が急増。2019(平成31)年2月末現在、118.1万人。

(人)



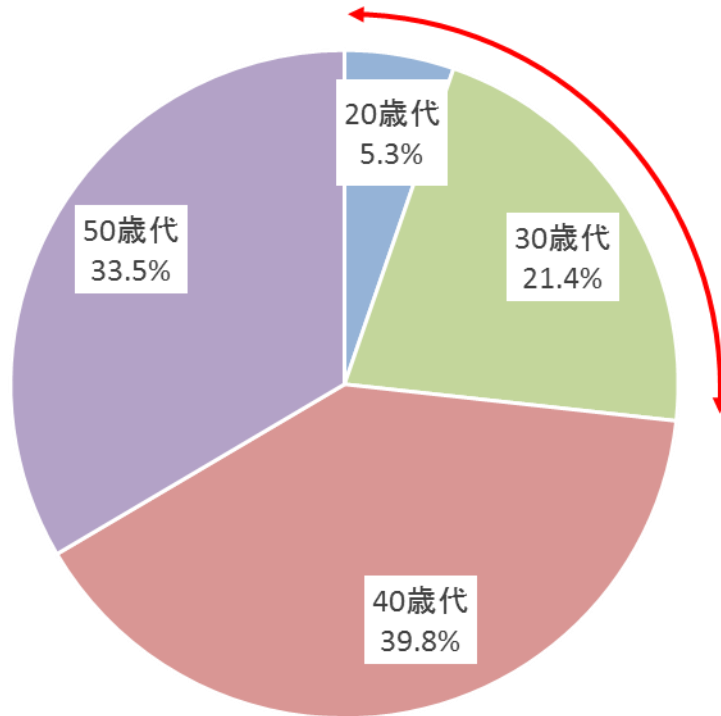
※カッコ内の数値は、前月比。

(出所)国民年金基金連合会調べ

iDeCo加入者の年齢構成

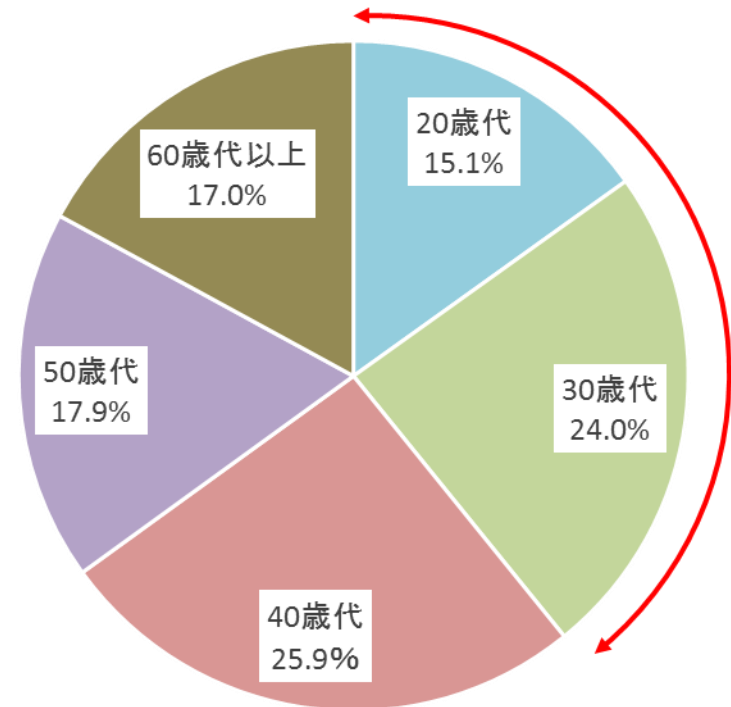
○ iDeCo加入者の年齢構成をみると、20歳代、30歳代の若年層の加入割合が低い。

iDeCo(118.1万人)
(2019年2月末時点)



出所: 国民年金基金連合会調べ

【参考: つみたてNISA(87.6万口座)
(2018年9月末時点)】



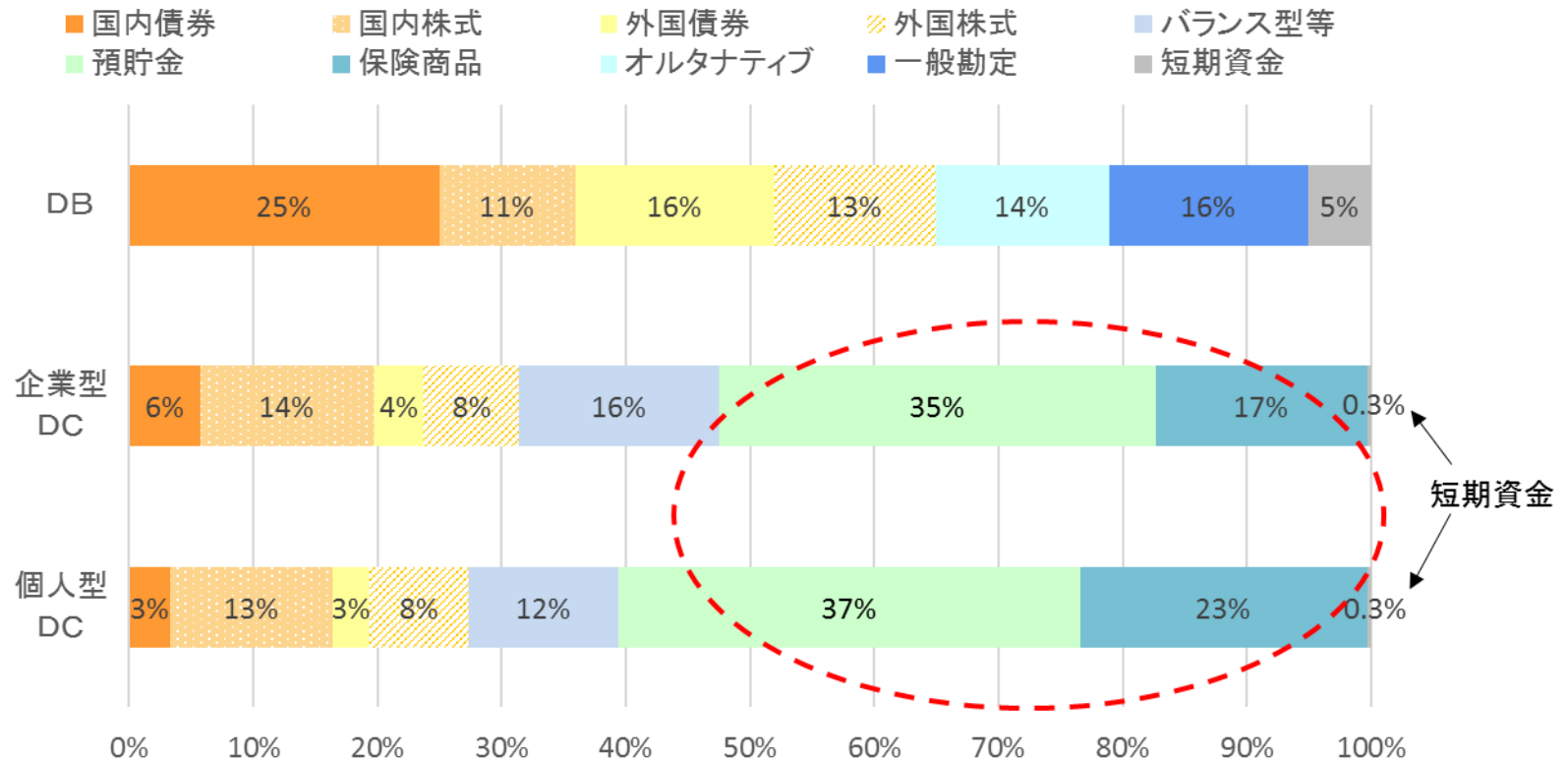
※ 直近(2018年12月末時点)の口座数は、103.7万口座

出所: 金融庁ホームページ

確定給付企業年金(DB)・確定拠出年金(DC)の運用資産構成

○ 確定給付年金(DB)については、バランスよく様々な商品に投資が行われているが、確定拠出年金(DC)については、元本確保型商品に資産が偏っている。

DB・DCの運用資産構成(2017(平成29)年度末)



(出所) 企業年金連合会「企業年金に関する基礎資料 平成30年度版」

(※) 国内債券、外国債券、国内株式、外国株式、バランス型は投資信託等による運用。

就業年齢と年金の適用(加入)・受給との関係

	20～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75歳～
人口	6,200万人	800万人	1000万人	750万人	1700万人
就業者数	5,100万人	500万人	450万人	200万人	150万人
雇用者数	4,700万人	450万人	300万人	100万人	50万人
厚生年金被保険者数 〈雇用に占める割合〉	3,800万人 〈81%〉	300万人 〈69%〉	150万人 〈47%〉	〔50万人 〈40%〉 (注1)〕	〔20万人 〈37%〉 (注1)〕
公的年金					
①国民年金の被保険者	→				
②厚生年金の被保険者	(注2)	→	→		
③受給開始時期の選択		←繰り上げ	繰り下げ→		
私的年金					
①確定給付企業年金の加入者	(注2)		→		
②確定給付企業年金の支給 開始要件(年齢)		60～65歳の規約で定める年齢	※繰り下げ可能		
③企業型確定拠出年金の加入者	(注2)	(注3)			
④iDeCoの加入者	(注2)				
⑤確定拠出年金の受給開始 時期の選択		任意の時点で受給可能(加入者期間に応じて制限あり)	→		
⑥国民年金基金の加入員	→	(注4)			

※人口、就業者数、雇用者数は2016年労働力調査、厚生年金被保険者数は2016年度末の数値

注1 69歳までは厚生年金被保険者、70歳以上は在職している老齢年金の受給権者数(年金機構が支給するもので全額停止者数も含む)

注2 20歳未満についても、適用事業所に使用される場合は被保険者となる。20歳未満の厚生年金被保険者は私的年金に加入可能。

注3 企業型確定拠出年金については、規約で60歳以上65歳以下の一定の年齢に達したときに資格喪失することを定めており、60歳前と同一の実施事業所で引き続き使用される加入者は、60歳以降当該規約で定める年齢に達するまで加入可能。

注4 国民年金基金については、60歳以上65歳未満の国民年金の任意加入者も加入可能。給付については、1口目は原則65歳から支給開始、2口目以降は給付のタイプによる。

iDeCoとNISA

	iDeCo（個人型確定拠出年金） （平成14年1月）	NISA（少額投資非課税制度）	
		つみたてNISA （平成30年1月～）	一般NISA （平成26年1月～）
目的	公的年金を補完し、老後の所得確保を図るための資産形成	安定的な資産形成	
対象者	公的年金の被保険者 （積立期間は59歳まで）	20歳以上の居住者	
払出し制限 ・受取方法	原則60歳まで払出し不可、 60～70歳で年金又は一時金で受給	制限なし	
年間拠出額	1号被保険者 : 81.6万円 2号（企業年金なし） : 27.6万円 2号（企業型確定拠出年金あり） : 24.0万円 2号（確定給付型あり） : 14.4万円 2号（公務員） : 14.4万円 3号被保険者 : 27.6万円	40万円	120万円
非課税期間	制限なし	20年間	5年間
投資可能商品	投資信託・保険商品 公社債・預貯金など	長期の積立・分散投資 に適した一定の投資信託	上場株式・投資信託など
税制上の メリット	掛金が全額所得控除 運用益が非課税 受給時の退職所得控除等	運用益が非課税	

高齢社会における金融サービスのあり方の検討の視点

H30/10/11
金融審議会市場WG
事務局資料より

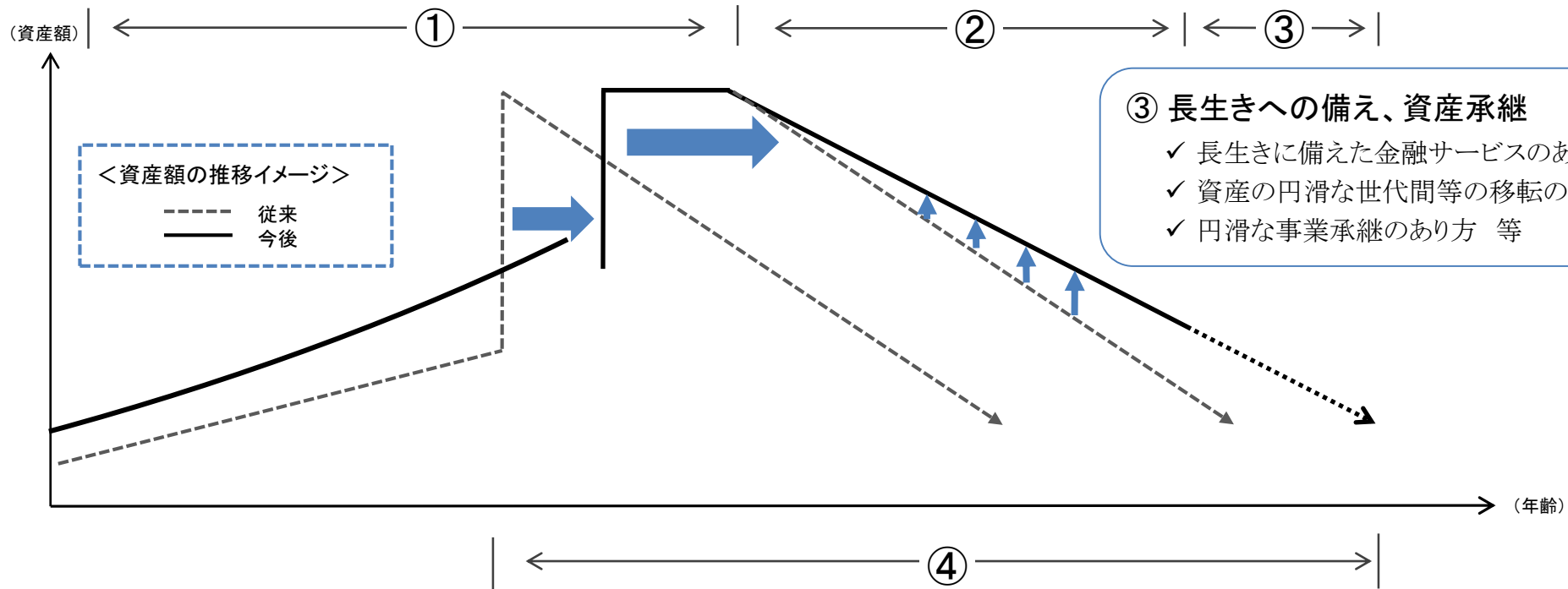
① 就労・積立・運用の継続による所得形成

(勤労収入に加えた財産収入確保の重要性)

- ✓ 退職世代の就労継続と現役時代からの継続的な資産形成のあり方
- ✓ 老後資金の「見える化」のあり方
- ✓ 退職金・企業年金の活用のあり方 等

② 資産の有効活用・取崩し

- ✓ 資産を効果的に運用しながら取り崩す金融商品・サービスのあり方
- ✓ 住み替えや住宅資産の有効活用のあり方 等



④ 高齢者が安心して資産の有効活用を行うための環境整備

- ✓ フィナンシャル・ジェロントロジーの進展を踏まえたきめ細かな高齢投資家保護のあり方
- ✓ 高齢者の側に立ってアドバイス等ができる担い手のあり方
- ✓ 成年後見人による資産管理のあり方 等

iDeCoに関する主な広報の取組

① シンポジウム、セミナーの開催

※一般の方や霞ヶ関で勤務する公務員を対象に開催。主な開催実績は下記の通り。

➤iDeCoシンポジウム（平成29年3月～平成30年12月開催）

※計5回開催（東京、横浜、大阪、福岡、札幌） 参加者数（のべ）：約1,200名

➤霞ヶ関iDeCoセミナー（平成29年10月～平成30年6月開催）

※計3回開催（厚生労働省講堂等） 参加者数（のべ）：約1,600名



霞ヶ関iDeCoセミナーの様子



iDeCoシンポジウムの様子

② iDeCo公式サイトの充実及び加入者の行動分析

（平成30年9月以降随時）【iDeCo公式サイト閲覧数：約16万/月】

※iDeCo公式サイトにおいて、マンガやアニメによるiDeCoの紹介、加入者の声を活かした動画コンテンツ等を掲載し、継続的に情報発信を行い、検索サイト（Yahoo!、Google）、SNS（Facebook）においてリスティング広告を実施。

※iDeCo加入者及び未加入者に対してインターネット調査を行い、加入に至った背景や加入に至らない障壁が何であるか等を探るための分析を実施。



iDeCo公式サイト



マンガ・アニメ



加入者の声を活かした動画コンテンツ

③ ポスター、パンフレット、導入ガイド等の作成（平成28年9月以降随時）

※金融機関や関係団体へ配布し、各金融機関主催のセミナー等で積極的に活用。

【主な作成：iDeCoポスター約2万部、iDeCoパンフレット（加入者100万人突破記念ロゴ入り）約30万部、iDeCo+導入ガイド約20万部】



iDeCoポスター



iDeCoパンフレット（加入者100万人突破記念ロゴ入り）



iDeCo+導入ガイド

④ 民間企業や大学生を対象に勉強会を実施（平成30年7月、10月、平成31年2月）

※若者の年金制度の理解向上のため、iDeCoを含む年金制度等の基礎的な説明を行う勉強会を実施。

※開催実績：民間企業2社、大学1校 参加者数（のべ）：260名



民間企業におけるセミナーの様子



大学におけるセミナーの様子

年金ポータル開設

○ これまで厚生労働省、日本年金機構、iDeCoの実施主体である国民年金基金連合会など、さまざまな関係機関のホームページで個別にお知らせしていた年金に関する情報をシンプルにまとめ、年金(公的年金・私的年金)の仕組みや手続きについて調べるための入口として活用。

Before(改善前)



▶ 年金に関して様々なWebページがあり、知りたい情報にアクセスできない。

- ・年金について調べたいけど、どのサイトにアクセスしていいかわからない？
- ・自分の今のライフスタイルに合った情報を見つけないけど見つからない。
- ・公的年金は将来大丈夫(もらえる)なのかなあ？
- ・自分の将来受け取れる年金はどれくらい？

実施
主体

厚生労働省

GPIF

日本年金機構

国民年金基金連合会

企業年金連合会



実施
内容

公的年金制度

年金積立金の運用

公的年金の手続き

国民年金基金・iDeCo

企業年金

年金ポータル (仮称)

After(改善)



▶ 年金ポータルを通じて、自分の知りたい年金情報『わたしの年金』、『みんなの年金』情報にアクセスできる

- ・ライフスタイルごとに年金情報が整理されており、探しやすく自分事化されやすい！
- ・『見やすく』、『読みやすい』、を基本コンセプトにWebページを制作し、情報の受け手の視点に立った年金ポータルサイトを運営。

▶ 運用開始：平成31年4月(予定)

※アクセス状況を踏まえつつ、改善を継続する予定

厚生労働省における「職場iDeCo・つみたてNISA」の導入について

1 趣旨

職員の在職中から退職後にわたる人生を充実したものとするため、計画的な資産形成が可能なiDeCoとつみたてNISAを、職員自らが生活設計を行うことを支援する制度と位置付け、本制度の導入を通じて、職員の福利厚生増進を図る。

2 対象

厚生労働省本省職員

3 実施時期

平成30年10月～

4 実施方法

国民年金基金連合会

職場からの依頼で運営管理機関募集（※）に係る事務手続き等のサポートを実施

職場

- iDeCo・つみたてNISAの加入申出の手続き等に関する情報提供(専用ページ等を開設)

<掲載内容>

- ✓ iDeCo・つみたてNISAの概要
- ✓ 運営管理機関情報
 - ・運営管理機関名称、照会先
 - ・iDeCo・つみたてNISA加入申込ページ
 - ・投資教材URL等

- 投資教育の機会の提供

<提供内容>

- ✓ 省内セミナー等の企画・立案や開催案内を周知等

職員

① “職場の募集状況を伝達

① ‘運営管理機関募集のサポートを依頼（依頼は任意）

① 運営管理機関の募集（※）

② 「職場iDeCo・つみたてNISA」に関する申出書の提出（※）

- ✓ 職員が直接運営管理機関に申込
- ✓ 金融機関の選択・変更、投資判断、運用商品の選択・変更、掛金・積立額の設定・変更等、自己責任により実施

③ 加入申出書の提出

④ 運用商品や投資教育の提供

運営管理機関

【募集要件】

- 職員に対して、iDeCoの投資教育又はつみたてNISAの金融・投資教育を提供すること
- 顧客本位の業務運営に関する原則を採択し、その取組方針を公表していること

【職場に提供する主な内容】

- ・ iDeCo・つみたてNISA加入申込ページ
- ・ 投資教材URL等
- ・ 職場からの要請に基づく省内セミナー等への講師派遣や講演資料等

※運営管理機関である金融機関がつみたてNISAも提供している場合は、iDeCoと合わせてつみたてNISAに関する募集と申出も可能とする。

I 老後に向けた資産形成について

II 成年後見制度の利用促進について

成年後見制度とは

精神上の障害により判断能力が不十分であるため法律行為における意思決定が困難な人について、その判断能力を補うことにより、その権利を擁護する制度

	法定後見制度(民法)			任意後見制度 (任意後見契約に関する法律)
	後見	保佐	補助	
制度の概要	本人の判断能力が不十分になった後、 家庭裁判所 によって、成年後見人等が選ばれる制度			本人に十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ人に代理権を与える契約を結んでおく制度
手続	家庭裁判所 に申立て			公正証書で契約を結んでおき、判断能力が不十分になったら家裁に申立て
申立権者	本人、親族、市町村長など			本人、親族、任意後見人となる者など
判断能力	欠けている	著しく不十分	不十分	あるときに契約、不十分になったら開始
代理 できる 行為	原則として全ての法律行為	申立ての範囲内で家裁が定める行為	同左	契約で自由に設定可能
取消し できる 行為	原則として全ての法律行為	民法所定の行為(借金、相続承認・放棄等)	申立ての範囲内で家裁が定める行為	なし

判断能力が不十分な場合などに利用できる制度や民間商品等(イメージ)

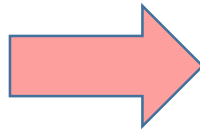


判断能力低下前

判断能力が不十分

判断能力を喪失

任意後見契約



効力発生(任意後見監督人の選任)

代理権
(本人に代わって契約を結んでもらう)

任意後見制度支援信託

補助

保佐

後見

代理権と
取消権
(不要な契約を取り消してもらう)

後見制度支援信託
後見制度支援預貯金

自分ひとりでの契約の判断に不安
お金の管理に困っている

日常生活
自立支援
事業

判断能力が低下した
場合は、補助・保佐の
活用を検討

福祉サービス利用の申込み、契約手続き、日常的なお金の出し入れ、預金通帳の預かりなどのお手伝いを受ける
(代理権は、別途、委任契約を結ぶ必要)

必要性

- 認知症等により判断能力が低下すると、
 - ① 預貯金の引出しをはじめお金の管理ができなくなるおそれ、
 - ② 介護サービスが必要だったり入院が必要でも、契約できなくなるおそれ、
 - ③ 住宅・金融・医療等全般にわたり支障が生じるおそれや、消費者被害や詐欺のターゲットになるおそれもある。
- 今後、認知症高齢者の増加や単独世帯の高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要性が高まっていく
- 一方、成年後見制度を利用されている方は21.8万人



必要な人に制度が利用されていない可能性

指摘された課題

- 社会生活上の大きな支障が生じない限り制度があまり利用されていない
- 後見人による本人の財産の不正使用を防ぐという観点から、親族よりも法律専門職等が後見人に選任されることが多くなっているが、そうしたケースの中には、意思決定支援、身上保護等の福祉的な視点に乏しい運用がある
- 後見人等への支援体制が不十分、福祉的観点から本人の最善の利益を図るために必要な助言を行うことが困難な家庭裁判所が相談対応
- このため、利用者が制度を利用するメリットを実感できていない

成年後見制度利用促進基本計画について

＜経緯＞

- H28. 5 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行
- H28. 9 「成年後見制度利用促進会議」(会長:総理)より「成年後見制度利用促進委員会」に意見を求める(基本計画の案に盛り込むべき事項について)
- H29. 1 「委員会」意見取りまとめ
- H29. 1～2 パブリックコメントの実施
- H29. 3 「促進会議」にて「基本計画の案」を作成の上、閣議決定

＜計画のポイント＞

※計画対象期間:概ね5年間を念頭。市町村は国の計画を勘案して市町村計画を策定。

(1)利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

- ⇒財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視した適切な後見人の選任・交代
- ⇒本人の置かれた生活状況等を踏まえた診断内容について記載できる診断書の在り方の検討

(2)権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- ⇒①制度の広報②制度利用の相談③制度利用促進(マッチング)④後見人支援等の機能を整備
- ⇒本人を見守る「チーム」、地域の専門職団体の協力体制(「協議会」)、コーディネートを行う「中核機関(センター)」の整備

(3)不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

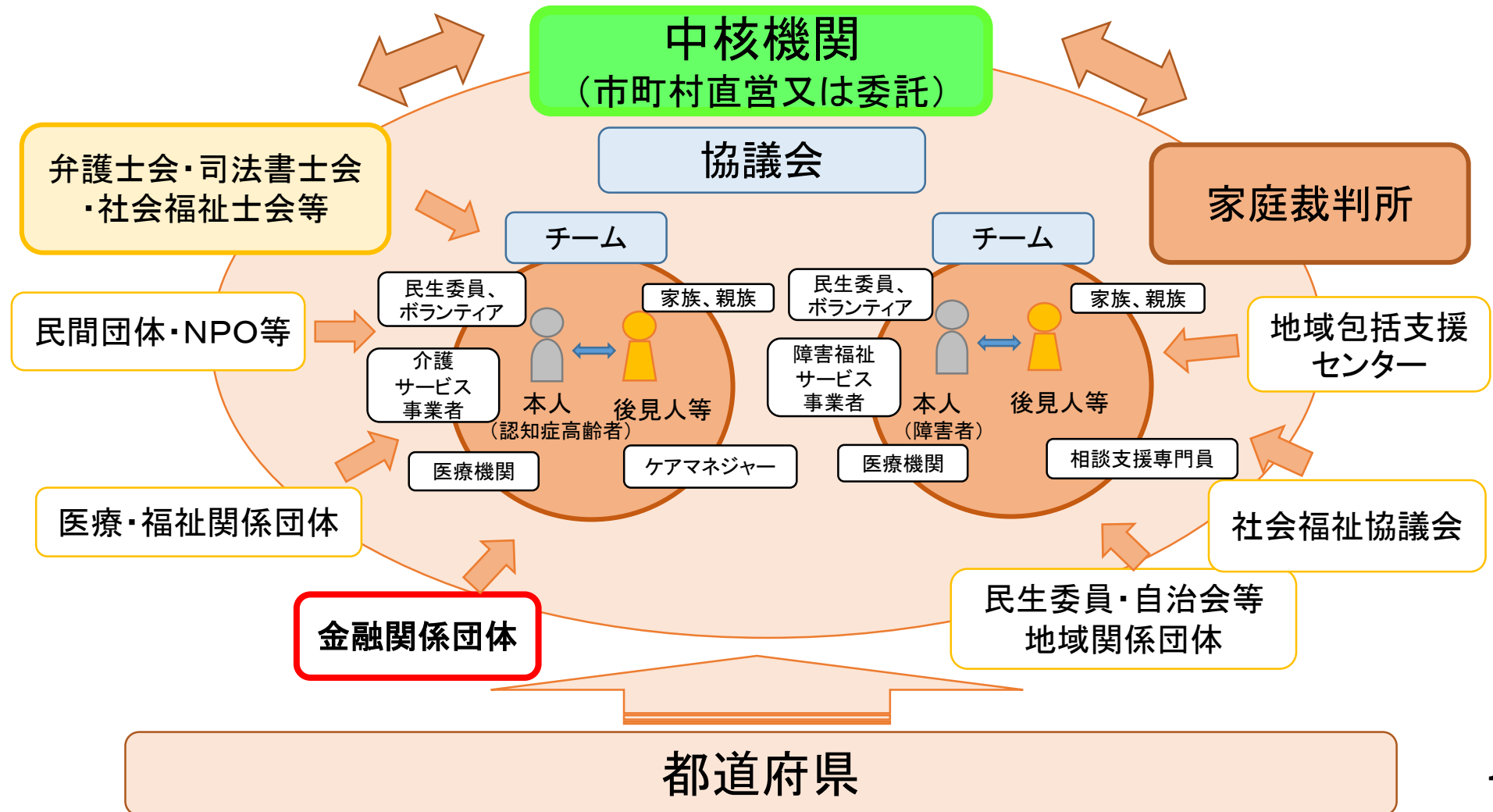
- ⇒後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策の検討
- 「成年後見における預貯金管理に関する勉強会報告書」(30.3.23)

地域連携ネットワークとその中核となる機関

- 全国どの地域においても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築する。

※協議会・・・法律・福祉の専門職団体や、司法、福祉、医療、地域、金融等の関係機関が連携体制を強化するための合議体

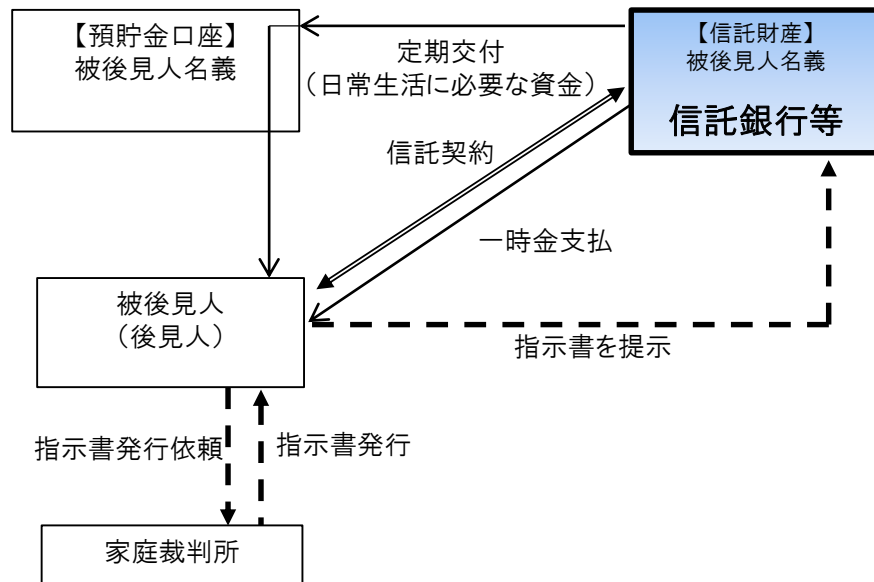
※チーム・・・本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人が一緒になって日常的に本人の見守りや意思や状況等を継続的に把握。



後見制度支援信託及び後見制度支援預貯金のスキーム(金融庁)

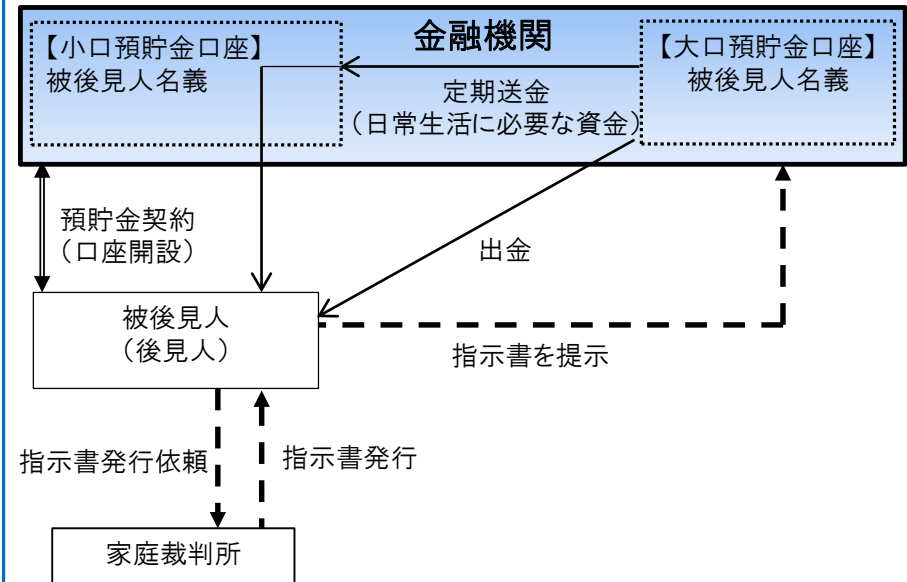
後見制度支援信託

- ◆ 被後見人の金銭を信託銀行等の信託財産において管理。
- ◆ 日常生活に用いる資金は、信託財産から被後見人の銀行口座に定期交付。
- ◆ 以下の取引では、家庭裁判所の指示書が必要。
 - ・ 支援信託契約時
 - ・ 定期交付額の設定時
 - ・ 信託財産からの出金時 等



後見制度支援預貯金

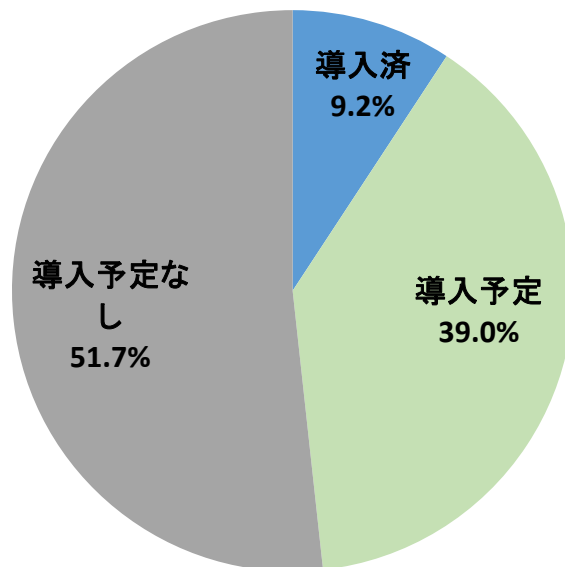
- ◆ 被後見人の金銭を大口預貯金口座と小口預貯金口座において管理。
- ◆ 日常生活に用いる資金は、大口預貯金口座から小口預貯金口座へ定期送金。
- ◆ 以下の取引では、家庭裁判所の指示書が必要。
 - ・ 支援預貯金契約時 (口座開設時)
 - ・ 定期送金額の設定時
 - ・ 大口預貯金口座からの出金時 等



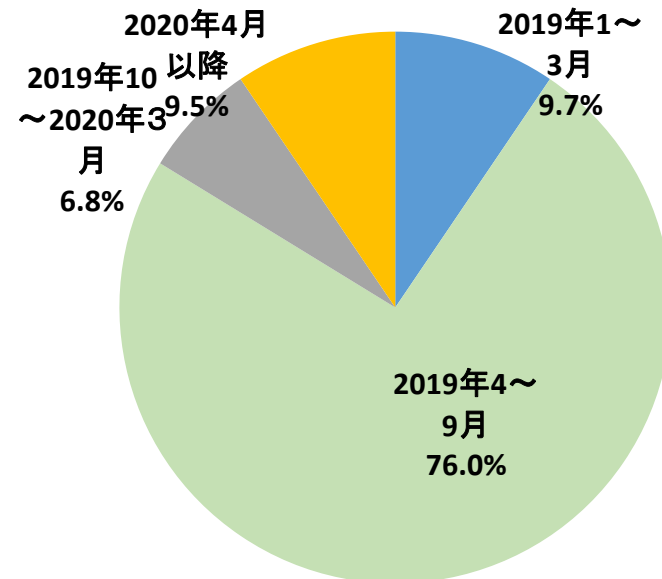
後見制度支援預貯金・後見制度支援信託導入状況(金融庁)

- 2018年12月末時点において、支援預貯金又は支援信託を導入済と回答した金融機関は、全金融機関のうち約9%に当たる123金融機関となっている。【図表1】
- また、支援預貯金又は支援信託の導入を予定する金融機関は、全金融機関のうち約39%となり、導入済の金融機関と導入を予定する金融機関を合わせると、全金融機関のうち約48%となる(※)。【図表1】
(※) 支援預貯金を導入済又は導入を予定する全ての金融機関において家庭裁判所の指示書スキームを導入(予定)。
- なお、支援預貯金の導入を予定する金融機関のうち、約84%の金融機関が2019年9月までの導入を予定している。【図表2】

【図表1】支援預貯金・支援信託の導入状況(2018年12月末)



【図表2】導入予定時期



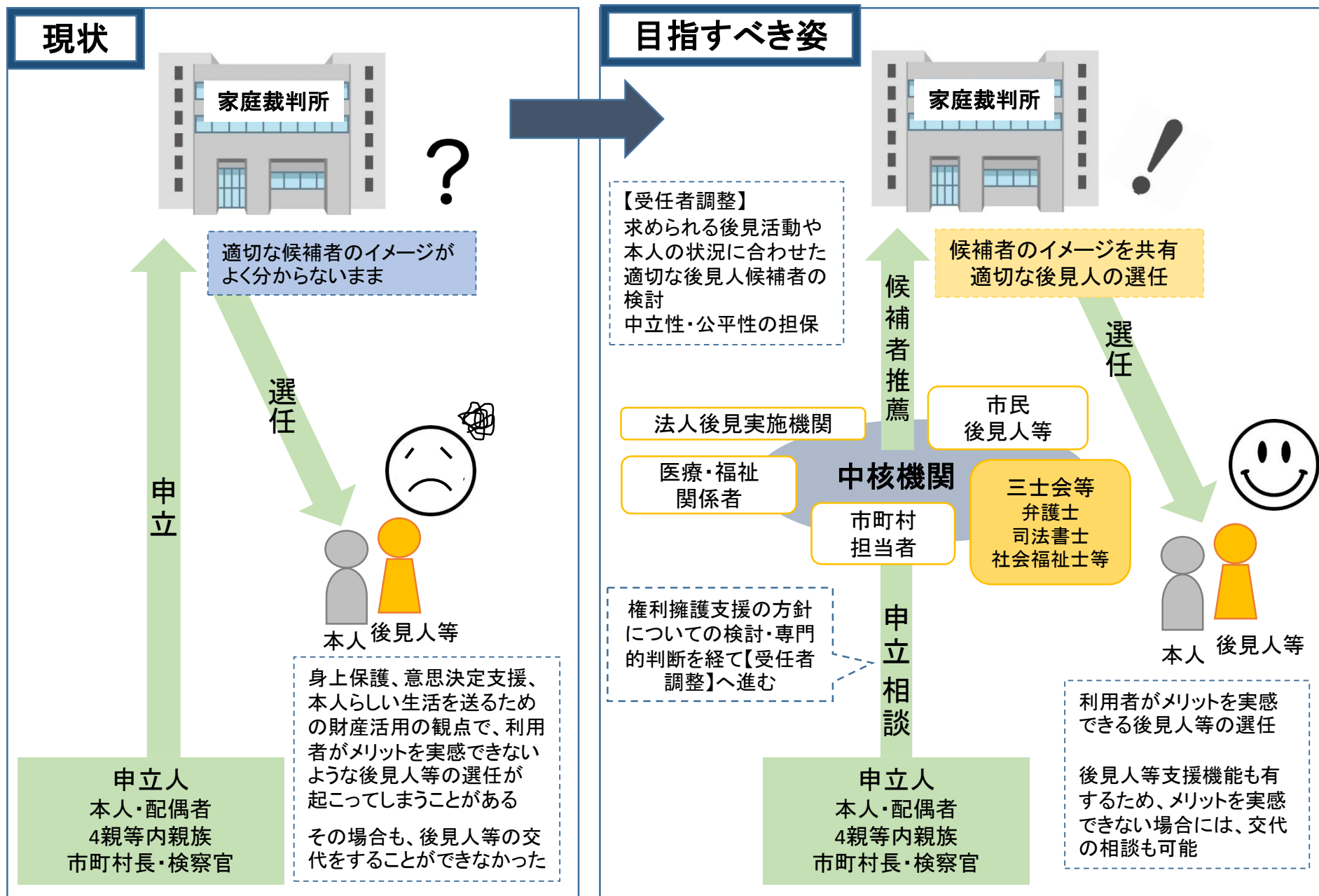
成年後見制度利用促進基本計画の工程表

		29年度	30年度	31年度※	32年度	33年度
I	制度の周知	パンフレット、ポスターなどによる制度周知				
II	市町村計画の策定	国の計画の周知、市町村計画の策定働きかけ、策定状況のフォローアップ				
III	利用者がメリットを実感できる制度の運用 ・適切な後見人等の選任のための検討の促進 ・診断書の在り方等の検討 ・高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等	適切な後見人等の選任のための検討の促進	新たな運用等の開始、運用状況のフォローアップ			
		診断書の在り方等の検討				
		意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等				
IV	地域連携ネットワークづくり ・市町村による中核機関の設置 ・地域連携ネットワークの整備に向けた取組の推進	中核機関の設置・運営、地域連携ネットワークの整備				
		相談体制・地域連携ネットワーク構築支援 （各地域の取組例の収集・紹介、試行的な取組への支援等）	相談体制の強化、地域連携ネットワークの更なる構築			
V	不正防止の徹底と利用しやすいの調和 ・金融機関における預貯金等管理に係る自主的な取組のための検討の促進等 ・取組の検討状況等を踏まえたより効率的な不正防止の在り方の検討	金融機関における自主的な取組のための検討の促進	取組の検討状況・地域連携ネットワークにおける不正防止効果を踏まえたより効率的な不正防止の在り方の検討			
		専門職団体等による自主的な取組の促進				
VI	成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等の検討	医療・介護等の現場において関係者が対応を行う際に参考となる考え方の整理			参考となる考え方の周知、活用状況を踏まえた改善	
VII	成年被後見人等の権利制限の措置の見直し	成年被後見人等の権利制限の措置について法制上の措置等 目途：平成31年5月まで				

施策の進捗状況については、随時、国において把握・評価し、必要な対応を検討する。

※基本計画の中間年度である平成31年度においては、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。

中核機関による適切な成年後見人候補者の推薦について【受任者調整(マッチング)】



認知症の人の将来推計について

- 長期の縦断的な認知症の有病率調査を行っている久山町研究のデータから、新たに推計した認知症の有病率(2025年)。
- ✓ 各年齢層の認知症有病率が、2012年以降一定と仮定した場合:19%。
- ✓ 各年齢層の認知症有病率が、2012年以降も糖尿病有病率の増加により上昇すると仮定した場合:20.6%。

※ 久山町研究からモデルを作成すると、年齢、性別、生活習慣病(糖尿病)の有病率が認知症の有病率に影響することがわかった。
本推計では2060年までに糖尿病有病率が20%増加すると仮定した。

- 本推計の結果を、平成25年筑波大学発表の研究報告による2012年における認知症の有病者数462万人にあてはめた場合、2025年の認知症の有病者数は約700万人となる。

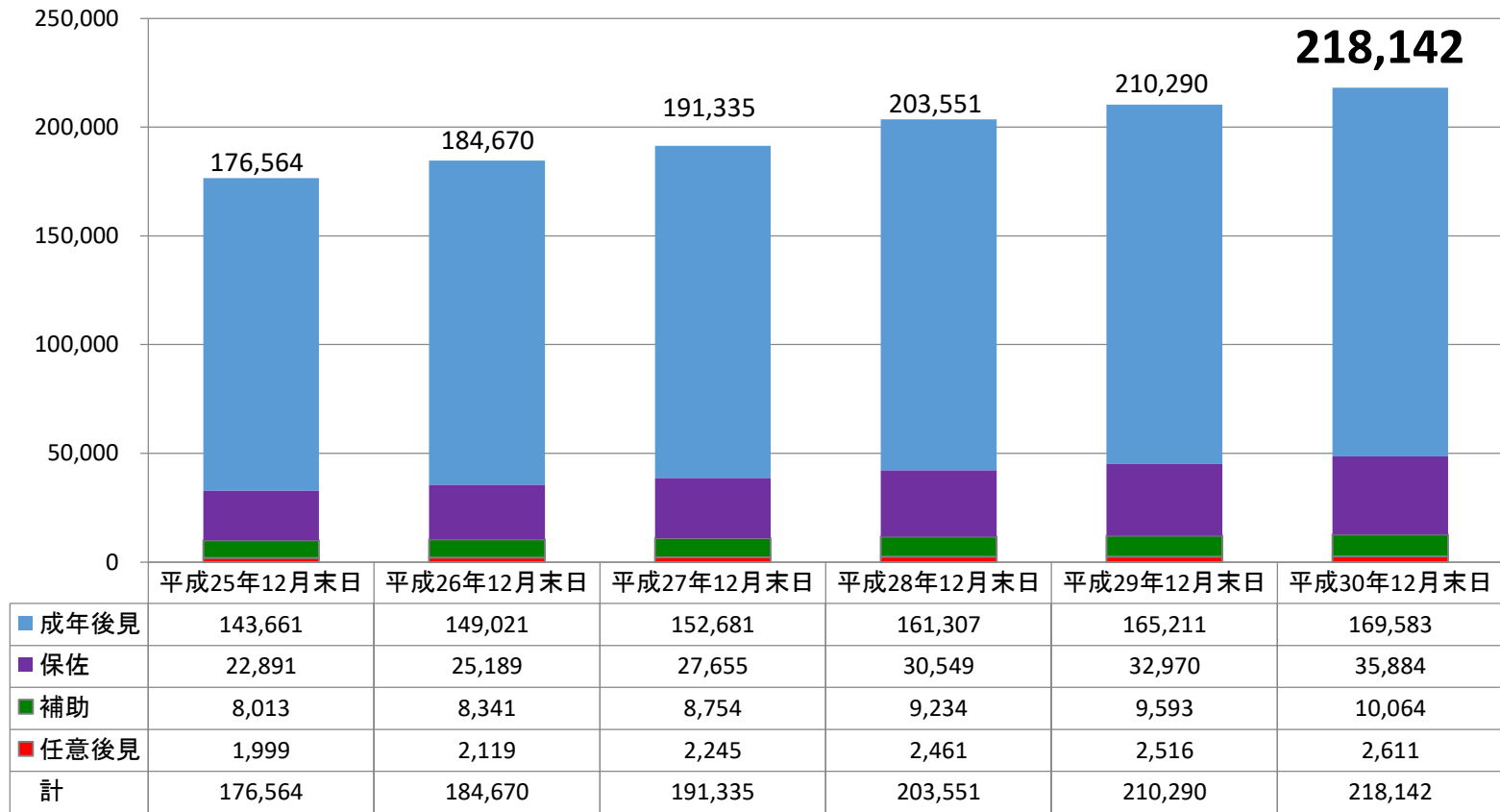
「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」(平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業 九州大学 二宮教授)による速報値

年	平成24年 (2012)	平成27年 (2015)	平成32年 (2020)	平成37年 (2025)	平成42年 (2030)	平成52年 (2040)	平成62年 (2050)	平成72年 (2060)
各年齢の認知症有病率が一定の場合の将来推計 人数/(率)	462万人 15.0%	517万人 15.7%	602万人 17.2%	675万人 19.0%	744万人 20.8%	802万人 21.4%	797万人 21.8%	850万人 25.3%
各年齢の認知症有病率が上昇する場合の将来推計 人数/(率)		525万人 16.0%	631万人 18.0%	730万人 20.6%	830万人 23.2%	953万人 25.4%	1016万人 27.8%	1154万人 34.3%

成年後見制度の利用者数の推移(平成25年～平成30年)

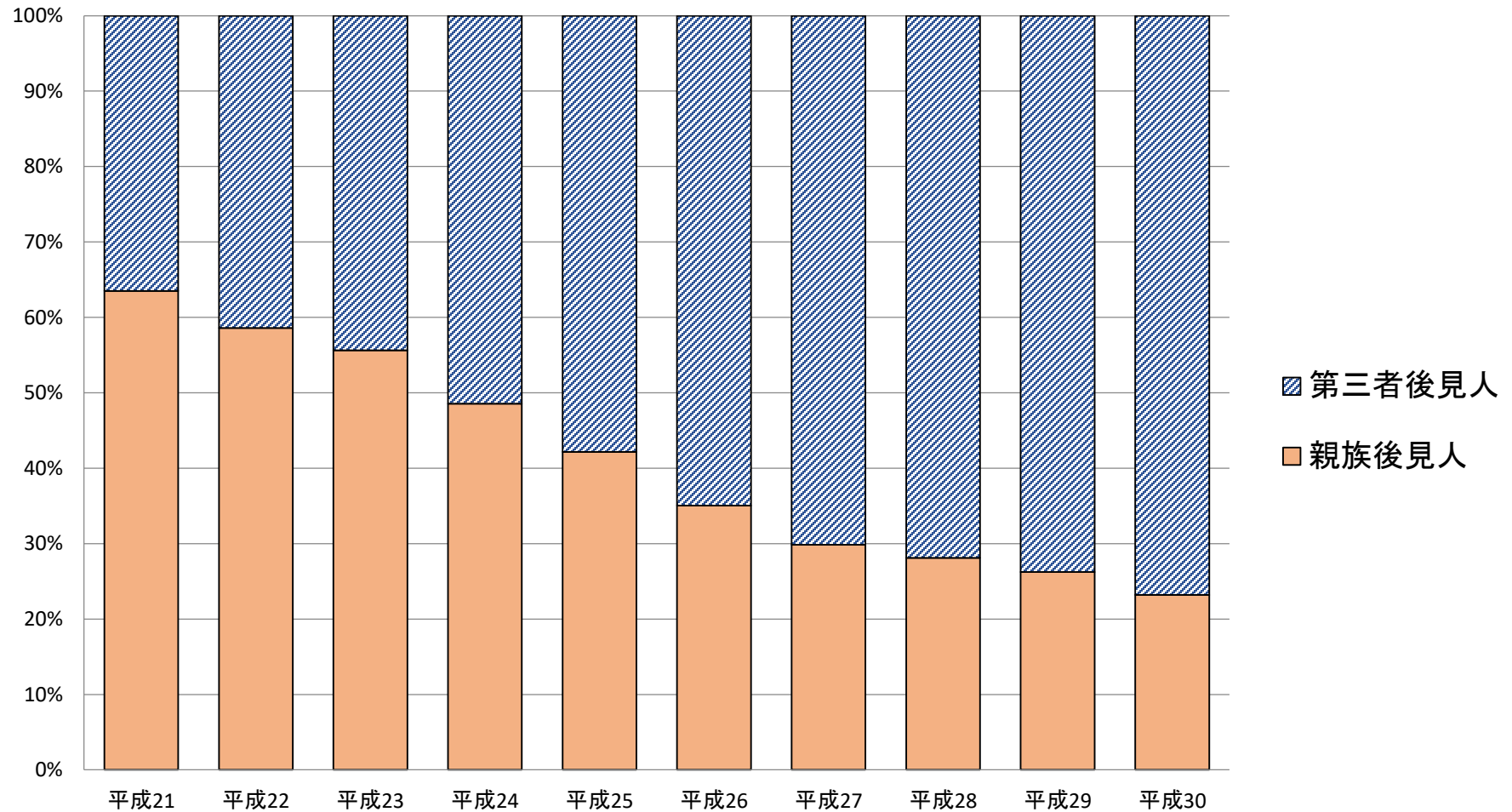
- 成年後見制度の各事件類型における利用者数はいずれも増加傾向にある。
- 平成30年12月末日時点の利用者数については、成年後見の割合が約77.7%、保佐の割合が約16.4%、補助の割合が約4.6%、任意後見の割合が約1.2%となっている。

(単位:人)



成年後見人等と本人との関係：第三者後見人と親族後見人の割合

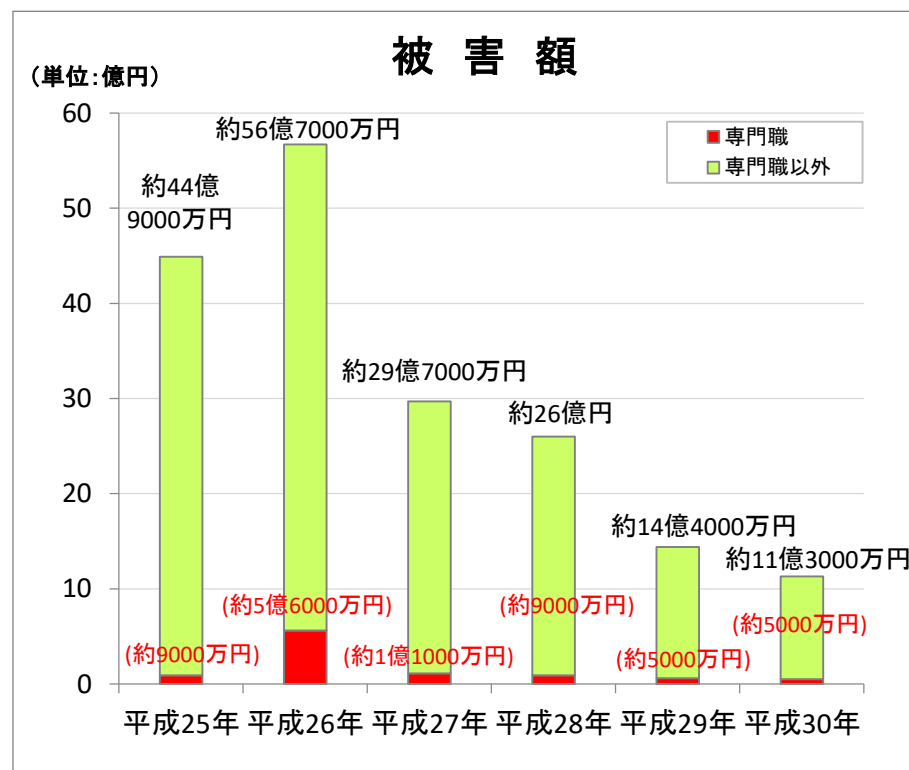
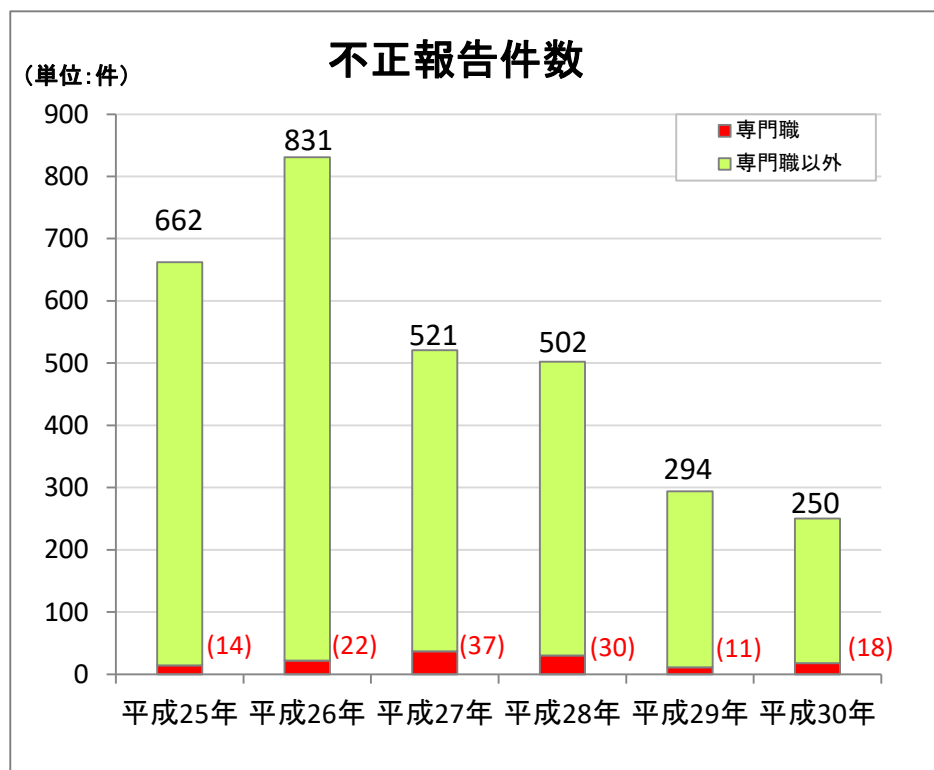
○ 親族後見人の割合は低下し、第三者後見人の割合が上昇



成年後見人等による不正報告件数・被害額(平成25年～平成30年)

○ 成年後見人等による不正報告件数は、平成26年まで増加傾向にあったが、平成27年以降、不正報告件数及び被害額はいずれも減少している。

(注) 各年の1月から12月までの間に、家庭裁判所が不正事例に対する一連の対応を終えたとして報告された数値であり、不正行為そのものが当該年に行われたものではない。

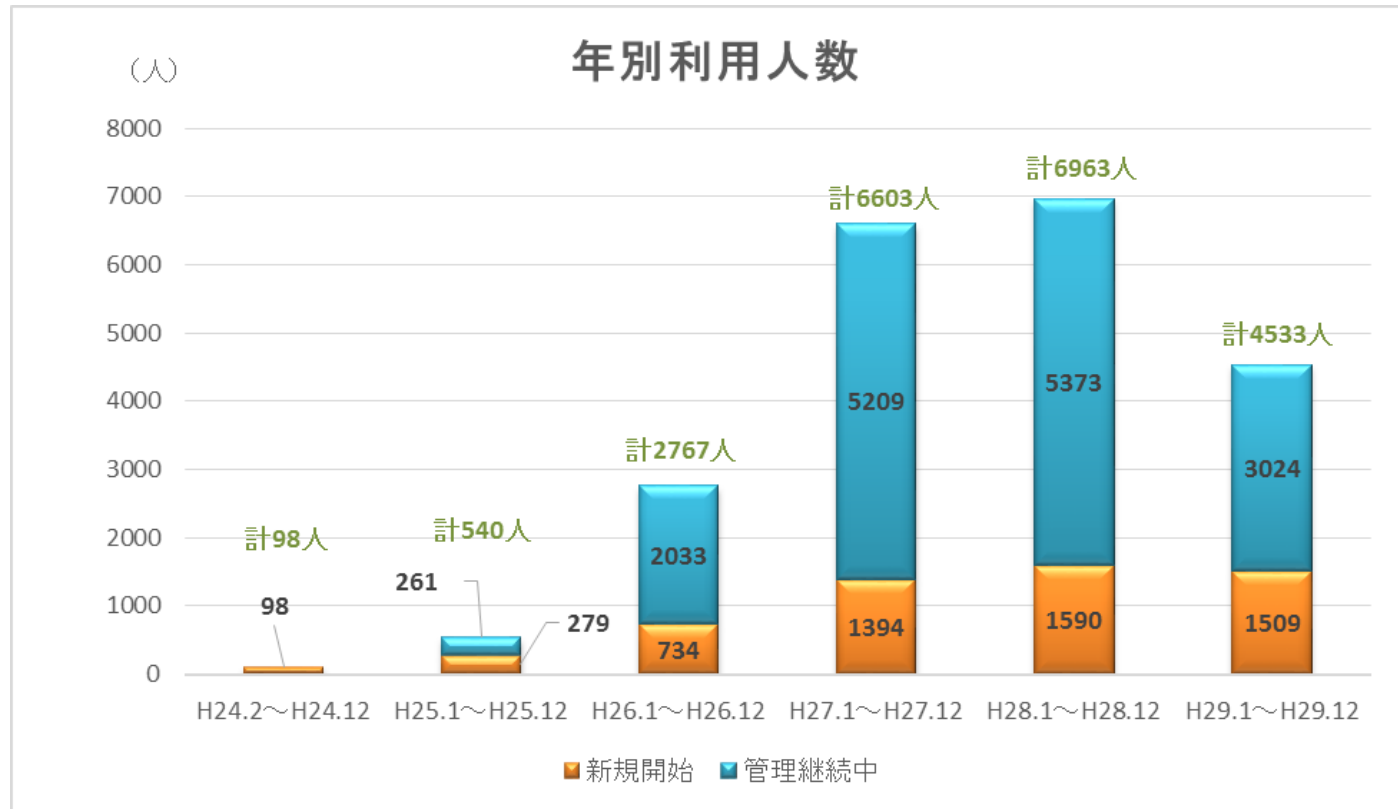


※ 括弧内の数値は、専門職の内数である。

(注) 「成年後見人等」とは、成年後見人、保佐人、補助人、任意後見人、未成年後見人及び各監督人をいう。

後見制度支援信託の利用状況(平成24年2月～平成29年)

○ 後見制度支援信託は、成年被後見人等の財産を適切に管理・保護するための仕組みの一つである。平成26年から平成29年にかけて、特に管理継続中事案における後見制度支援信託の利用が進み、平成24年2月から平成29年12月までの累計利用人数は21,504人となった。



【参考】累計利用人数

H24.2～H24.12	～H25.12	～H26.12	～H27.12	～H28.12	～H29.12
98	638	3405	10008	16971	21504

(注1) 後見制度支援信託は、平成24年2月1日に導入された。

(注2) 各年の1月から12月までの間に、後見人が代理して信託契約を締結した成年被後見人数及び未成年被後見人数である。
(後見制度支援信託の対象は、成年後見及び未成年後見のみであり、保佐、補助及び任意後見では利用できない。)

(注3) 「新規開始」とは後見開始又は未成年後見人選任時において後見制度支援信託の利用が検討され、信託契約が締結された事案であり、「管理継続中」とは「新規開始」を除く事案である。